

第5回（3月）定例会提案事件表（追5）

- 1 議案第177号 西宮市監査委員の選任について同意を求める件
- 2 議案第178号 西宮市教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 3 議案第179号 西宮市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 4 議案第180号 人権擁護委員の候補者推薦の件

西宮市監査委員の選任について同意を求める件

令和6年3月31日で任期満了となる監査委員佐竹令次氏の後任者として、次の者を適任と認め、選任するにあたり市議会の同意を求める。

令和6年3月25日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

福 田 雅 至

(参考1)

西宮市監査委員一覧表

氏名	選任年月日	任期満了年月日
佐竹令次	R 2 . 4 . 1	R 6 . 3 . 31
石原俊彦	R 2 . 6 . 22	R 6 . 6 . 21
板戸史朗	R 2 . 8 . 7	R 6 . 8 . 6
中村衣里	R 5 . 5 . 1	R 9 . 4 . 30

(参考2)

○地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

西宮市教育委員会委員の任命について同意を求める件

令和6年3月31日で任期満了となる教育委員会委員山本幸夫氏の後任者として、次の者を適任と認め、任命するにあたり市議会の同意を求める。

令和6年3月25日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

山 本 幸 夫

(参考1)

西宮市教育委員会委員一覧表

氏名	任命年月日	任期満了年月日
山本幸夫	R 2 . 6 . 22	R 6 . 3 . 31
側垣一也	R 2 . 10 . 1	R 6 . 9 . 30
長岡雅美	R 3 . 10 . 1	R 7 . 9 . 30
藤原唯人	R 5 . 4 . 1	R 9 . 3 . 31

(参考2)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(任命)

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

西宮市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

令和6年3月31日で任期満了となる固定資産評価審査委員会委員戸谷裕之氏、三木繁氏の後任者として、次の者を適任と認め、選任するにあたり市議会の同意を求める。

令和6年3月25日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

新 庄 谷 誠
八 木 康 夫

(参考1)

西宮市固定資産評価審査委員会委員一覧表

氏名	選任年月日	任期満了年月日
戸谷裕之	R 3 . 4 . 1	R 6 . 3 . 31
三木 繁	R 3 . 4 . 1	R 6 . 3 . 31
杉浦徳利	R 4 . 4 . 1	R 7 . 3 . 31
東耕 功	R 4 . 9 . 27	R 7 . 9 . 26
松本史郎	R 4 . 12 . 24	R 7 . 12 . 23
伊藤志津子	R 5 . 4 . 1	R 8 . 3 . 31

(参考2)

○地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

人権擁護委員の候補者推薦の件

令和6年6月30日で任期満了となる人権擁護委員植村弘巳氏、黒木順子氏、平原マサ子氏、矢野一江氏の後任候補者について、次の者を適任と認め、推薦するにあたり市議会の意見を聞く。

令和6年3月25日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

植	村	弘	巳
平	原	マ	サ子
矢	野	一	江
藤	井	康	弘

(参考1)

人権擁護委員一覧表

氏名	委嘱年月日	任期満了年月日
植村弘巳	R 3 . 7 . 1	R 6 . 6 . 3 0
黒木順子	R 3 . 7 . 1	R 6 . 6 . 3 0
平原マサ子	R 3 . 7 . 1	R 6 . 6 . 3 0
矢野一江	R 3 . 7 . 1	R 6 . 6 . 3 0
池上妙子	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
池田美紀	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
加藤良江	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
坂井希千与	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
坂本裕香	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
城淳子	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
高見祥一	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
谷口富士代	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
長谷川昌亮	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
松村清	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
森本幸子	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
屋代鶴夫	R 4 . 1 . 1	R 6 . 1 2 . 3 1
天野照子	R 4 . 7 . 1	R 7 . 6 . 3 0
薄井修司	R 4 . 7 . 1	R 7 . 6 . 3 0
山崎ゆかり	R 4 . 7 . 1	R 7 . 6 . 3 0
泉明子	R 5 . 1 . 1	R 7 . 1 2 . 3 1
宮武浩子	R 3 . 4 . 1	R 6 . 3 . 3 1

(参考2)

○人権擁護委員法

(委員の推薦及び委嘱)

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。